

会計監査人候補者選考基準

造幣局の会計監査は、

- ① 独立行政法人会計基準に基づく監査である。
 - ② 他の独立行政法人とは異なり、規模の大きな製造業を営む法人である
- という事情を踏まえ、以下を基本として、審査項目及び配点を設定し、各審査委員が個別に採点した結果（合計点）をもって選考する。

(1) 基本的要件（監査能力）

- i 独立行政法人会計基準を理解していること。
- ii 他の独立行政法人、同規模以上の企業の監査を行った実績があること。
- iii 品質管理基準が適切であること。

(2) 監査の実施体制等

- i 監査チームの編成内容
- ii 監査日程、実施方法（監査計画において、監査の日数が適切であり、各支局での監査も含まれていること。また、バックオフィスから適切な支援を受けて監査を行うこと等）

(3) 監査費用等

- i 執務総日数と監査計画の整合性
- ii 監査費用の額及び積算の合理性
- iii 執務日数の変更に伴う費用の精算方法等

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進

女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）